

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 藤村
日 時	平成23年11月24日(木曜日)		開 議 午前 11 時 00 分
			閉 議 午後 1 時 8 分
出席委員	◎西村 ○田中 並河 中村 齊藤 日高 堤 木曾 石野		
理事者出席者	竹井企画管岸人事課長 理部長		
傍聴者	市民 一名	報道関係者 一名	議員 1名(酒井議員)

会 議 の 概 要

1 委員長 あいさつ 開議

2 日程説明 事務局 説明

3 議案審査

11:03～ ＜理事者入室＞

- (1) 第1号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 第2号議案 亀岡市一般職の給与に関する条例及び亀岡市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

企画管理部長 あいさつ、職員不祥事に係るお詫び
人事課長 説明

【質疑】

＜並河委員＞

第2号議案について、①本市のラスパイレス指数は。②京都府下何番目の給与水準か。③府下で実施しない市はあるのか。④組合との協議はどうなっているか。⑤給料表の見方の説明をされたい。

＜人事課長＞

①ラスパイレス指数は H23 はまだ試算できていない。H22 は 97.1 で前年度から 0.4 ポイント好転。②府下のラスパイレス指数の比較では中位か低位の間あたり。③府下の足並みは揃っていない。しないところもあれば人事院勧告以上に削減するところもある。④人事課長交渉では埋まらなかった点もあったが、企画管理部長交渉では要求妥結した。但し、1つの組合は議会への議案上程は認めるという段階である。⑤1級は主事、2級は主査、3級は主任、4級は係長、5級以上は課長、部長

という職階になっている。

<田中副委員長>

第2号議案について職員平均で14,000円の減額ということだが、具体的な説明を。②1,050万円の減額という説明だが、減額総額か。③職員は4月に遡及して調整するが特別職はなぜ遡及しないのか。

<人事課長>

①平均0.24%の引き下げ。部長級は年額38,570円、課長級31,300円、副課長級27,700円、係長級22,300円程度の減額になる。②特別職の減額分も含めて1,050万円減。③特別職は12月1日改正で、給料表の改正がないので遡及しない。

<堤委員>

第2号議案について、従来から人事院勧告に準拠してきた。そのあたりの説明をもう少しされたい。今説明のあった減額についての資料を要求したい。

<人事課長>

資料は、今の説明の範囲でいいか。

<堤委員>

それでよい。特別職については報酬審議会で審議してきた経過がある。国の基準に基づいてという説明だが、報酬審議会は最近どうなっているのか。

<人事課長>

ラスパイレス指数は国家公務員との比較で出す。組合との交渉ではその上昇を要求されているので不断の努力をしている。民間比較は市で人事委員会を持っていないので府人事委員会や国の人勧を参考にしている。今年は府と国が異なるが、従来からの人勧を参考にするというスタンスを変えない。

報酬審議会については、H18年の7月に開催し、9月議会で特別職、議員も改正したがそれ以来開いていない。これについては今後の議論があるかと思う。常勤の特別職については、ここ3年ぐらひは国の指定職の給与勧告に従って減額している状況である。

<田中副委員長>

減額1,050万円は特別職も含めての額だが、一般職員分はいくらか。

<人事課長>

特別職5名分の減額が109,361円。一般職分は1,040万円ほどになる。

(理事者退室)

～11:25

<自由討議>

<西村委員長>

議論を深めるために自由討議を行う。

<堤委員>

給料表の縦の号級についての説明を聞きたい。

<事務局>

号級の説明

<日高委員>

号級は勤務年数か。

<事務局>

イコール年数ではないが、概ね1年経てば号級が上がる。

<堤委員>

同じ年数働いているものは同じ号級か。がんばっているものは号級に反映されるのか。勤務査定は。

<事務局>

以前は特別昇給があったように思うが、今の状況は知らない。

<西村委員長>

がんばっているものは早く昇格するということがある。

<堤委員>

がんばってもがんばらなくても同じで、一緒に入った仲良しクラブのようではやる気が起こらない。職員も育たない。がんばらないと給料も上がらないという競争心がなくてはいけない。がんばったら報われるような制度の話を具体的に聞きたい。

<中村委員>

人事考課制度がどれだけ反映されているのか。

<西村委員長>

勤務評定制度は今も実施されているのか。

<事務局>

勤務評定は今はない。能力評価シートで自己評価し、1次、2次評価をしている。

<堤委員>

過去に、部署によっては上司と部下で馬が合わず、職務に影響することもあった。能力のあるものが発揮できないようなことがあるのではないか。今度機会を見てそのあたりも確認したい。

<西村委員長>

職員の意識、給与の問題でもあるので、今後、そういう機会も持っていきたい。

4 討論～採決

<討論>

<並河委員>

2号議案に反対。ラスパイレス指数は国家公務員より低く、府下でも中位から低位にある。40歳前後は子育て等で一番お金がかかる年代であるので引き下げはよくない。また、公務員の給料が下がるということは地元の経済にとってもよくない。

<堤委員>

1号、2号議案に賛成。民間がこれだけ不景気の中で苦勞しががんばっている。民間が下がっている中で一定加味した減額である。若年層は下げない。40～50歳台は確かにお金がかかるが民間を考えれば止むを得ない。提案を良とする。

<田中副委員長>

2号議案に反対。人事院勧告の内容では一時金は民間が少し上回っている。東北の大震災の関係で全体に押さえているところに大きな問題がある。また、京都府は住宅手当だけで調整し本給を下げている。悪いところ取りだけやっている。

<齊藤委員>

第1号、第2号議案に賛成。先ほど民間が上回っていると言われたが大手の企業の給与水準であり、本市にはそんな企業はないと思う。止むを得ない減である。購買意欲はデフレであるので仕方がないと思う。

<木曾委員>

第2号に賛成。人事院勧告は大手企業の平均をとっている。中小企業、零細企業はもっと厳しい。この程度の減額は止むを得ない。経済についての影響は少し心配

するが、若年層を配慮している点は評価できる。

<日高委員>

第1号、第2号議案に賛成。民間の状況は厳しい。公務員は職も安定しているので、これぐらいの減は結構だ。

<中村委員>

本市の民間企業に勤めている人は、市役所の給料は高いと感じている人が多い。人事員勧告に準じたものであるので両議案とも賛成。

<採決>

第1号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正

挙手 全員 可決

第2号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例及び亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

挙手 多数（反対 田中、並河委員） 可決

<指摘要望事項> なし

～ 11 : 49

(休 憩)

13 : 00～

<西村委員長>

人事課から資料が届いているので確認願う。

5 委員長報告の確認

<西村委員長>

委員長報告朗読

<木曾委員>

「しかたがない」という表現を「止むを得ない」にされたい。

<田中副委員長>

「本給及び期末手当の支給割合等」とあるが、期末手当の率は変わらないが、そのあたりはどうか。

<事務局>

条例案要綱で4月に遡っての調整額を12月の期末手当で減額することを含めて期末手当の支給割合等と表現されている。

<木曾委員>

第2号議案について、議案名が長く読みにくそうだが、省略できないか。

<田中副委員長>

議案名なので勝手には変えられない。

<西村委員長>

それでは、「止むを得ない」と変更する。

— 全員了 —

<西村委員長>

それでは、これで閉議する。

散会 ～ 13 : 08